

よくあるご質問

- Q1. 自分が取得した修士号、もしくは現在研究中の分野と、希望するポストの担当事項が異なっていますが応募できますか。
- A1. 応募の時点では研究分野は問いません。なお、募集要項(担当事項)に、各ポストにおいて必要とされる専門性／スキルの目安を記載していますので参考にしてください。
- Q2. 赴任時期をずらすことはできますか。
- A2. できません。
- Q3. 学部卒の職歴3年間について、具体的な基準はありますか。
- A3. 応募するポストに関する分野に関し、一定程度のボリュームの調査報告書を作成する業務を3年以上経験していることが必要です。業務報告書の作成、通訳や翻訳、調査の補助などではなく、ご自身でデータを集めて報告書にまとめる作業を指します。
ご不明な点は事前にお問い合わせください。
- Q4. 年齢制限はありますか。
- A4. ありません。20代から60代まで幅広い年齢層の方々が勤務しています。
- Q5. 任期延長の制度はありますか。
- A5. 制度としてはありませんが、派遣先公館の業務の都合により、任期延長を打診されることはあります。
- Q6. 現職が同じポスト、もしくは同じ公館の別のポストに再応募できますか。
- A6. 1人の派遣労働者が同じ部署で働ける期間を3年に制限する改正労働者派遣法が成立したため、現職が同じポスト、また同一公館にある別のポストに応募することはできなくなりました。
- Q7. 修士課程修了は確定しましたが、事務手続きの関係で修了証明書を手入できる時期が分かりません。この場合、修士未修了者不可のポストには応募できますか？
- A7. できますが、入手見込み時期を示していただくとともに、できるだけ早い提出をお願いします。
- Q8. 任期中に日本への一時帰国や任国外への旅行はできますか。
- A8. 保有する休暇日数内で可能です。休暇は上司や同僚と調整する必要があります。
- Q9. 赴任後の住居は決められているのですか？
- A9. 協会や公館側が住居を用意しておくことはありません。通常は、着任直後はホテルやウィークリーマンション等を利用していただくことになります。その後、各自住居を探し、家主と本人で賃貸契約を取り交わします。セキュリティや保秘の理由により、居住地域などに制限が課されることもあります。
- Q10. 家族を帯同、呼び寄せできますか？
- A10. 規定の条件を満たした扶養家族を帯同または呼び寄せする場合は、弊協会が航空券を用意します。扶養配偶者には配偶者手当をお支払いします。子女手当はありません。

Q11. 採用試験の倍率はどれくらいですか？

A11. 専門調査員はポストごとに募集しており、倍率はポストにより異なります。具体的な数字は公表しておりません。

Q12. 過去の試験問題を知りたいのですが。

A12. 公表しておりません。

Q13. 派遣中はどのような身分となるのでしょうか？公務員ですか？

A13. 労働基準法、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）に基づき、当協会嘱託職員として各在外公館に派遣されます。

派遣先国との関係では、『外交関係に関するウィーン条約』第一条（f）項に規定される「事務及び技術職員」（**member of the administrative & technical staff**），又は「領事関係に関するウィーン条約」第一条（e）項に規定される「事務技術職員」（**any person employed in the administrative of technical of a counselor**）に該当します。

在外公館の一員であり、公用旅券が発給されますが、外交官（国家公務員）ではありません。